

## 第9章 準備書に対する意見及び事業者の見解

### 9.1 公告・縦覧の概要

準備書の公告・縦覧は、表 9.1-1 に示す内容で行った。

表 9.1-1 準備書の公告・縦覧の概要

公告日	平成 27 年 5 月 25 日(月)
縦覧期間	平成 27 年 5 月 25 日(月)～平成 27 年 6 月 24 日(木)
縦覧場所	出雲崎町役場 町民課 出雲崎町役場 海岸出張所 柏崎市西山町事務所 エコパークいずもごき管理事務所 業務課
意見募集期間	平成 27 年 5 月 25 日(月)～平成 27 年 7 月 8 日(水)

### 9.2 住民意見及び事業者の見解

準備書に対する住民意見書はなかった。

### 9.3 知事意見及び事業者の見解

準備書に対する知事意見及び事業者の見解は表 9.3-1(1)～(2)に示すとおりである。

表 9.3-1(1) 知事意見及び事業者の見解

	項目	知事意見	事業者の見解
1	事業計画	<p>事業の実施に当たっては、環境保全に関する最善の対策や技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めるとともに、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合などにおいては、必要に応じて適切な措置を講じること。</p> <p>評価書の作成に当たっては、閲覧者に対しできる限り理解しやすいものとなるよう配慮すること。</p> <p>事業者においては、今後とも本事業についての地域住民の理解が深められるよう、施設の運営に係る測定結果及び工事時におけるモニタリング結果等、情報の提供に努めること。</p>	<p>事業の実施に当たっては、環境保全に関する最善の対策や技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めます。また、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合などにおいては、必要に応じて適切な措置を講じます。</p> <p>評価書の作成に当たっては、閲覧者にできる限り理解しやすいものとなるよう配慮しました。</p> <p>施設の運営に係る測定結果及び工事時におけるモニタリング結果等については、本事業についての地域住民の理解が深められるよう、今後とも情報公開に努めます。</p>
2	大気について	<p>工事用車両の運行に伴う窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の事後調査計画並びに建設機械の稼働に伴う粉じんの調査地点の追加について、評価書に記載を追加すること。</p>	<p>工事用車両の運行に伴う窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の事後調査地点として、工事用車両の主要走行道路沿道のうち、稲川集落地内の地点を事後調査地点として追加します。調査期間は工事期間中の工事用車両の走行が最大となる時期を含む1週間とします。</p> <p>また、建設機械の稼働に伴う粉じんの調査地点として、対象事業実施区域西側に事後調査地点を追加します。調査期間は工事期間中の建設期間が最大となる時期を含む30日間とします。</p> <p>(P. 7-1)</p>
3	騒音について	<p>工事用車両の走行路において、予測される騒音レベルが環境保全措置の追加により環境保全に関する目標を整合する結果となったことから、記載している環境保全措置を確実に実施し、事業による騒音の影響を最小限にとどめること。</p> <p>また、事後調査により状況を確認するとともに、その結果が環境保全に関する目標を超過するおそれが生じた場合には、さらなる環境保全措置を検討・実施すること。</p>	<p>工事中の工事用車両の走行に係る環境保全措置については、工事業者への指導を徹底し、事業による騒音の影響を最小限にとどめます。</p> <p>また、工事期間中の工事用車両の走行状況や騒音レベルを確認し、環境保全に関する目標を超過するおそれが生じた場合には、さらなる環境保全措置を検討・実施します。</p> <p>(P. 5.2-23、P. 8-4)</p>

表 9.3-1(2) 知事意見及び事業者の見解

	項目	知事意見	事業者の見解
4	水質について	事後調査の実施に当たっては、処分場放流水におけるほう素の測定頻度を増やすこと。	処分場放流水における水質調査は、出雲崎町等と締結している「エコパークいずもぎきに係る環境保全細目協定書」に基づき実施している。ほう素については、今後、第3期処分に関する「環境保全協定書」の見直しを行う中で、測定頻度を年4回から年6回に増やす方向で見直します。 (P.1-30、P.7-4)
5	動植物について	クロサンショウウオの保全に係る環境保全措置の実施に当たっては、適切な実施時期、方法等について有識者の意見を聴取し、環境保全措置が確実に実施されるようにすること。	クロサンショウウオの保全に係る環境保全措置の実施については、有識者の意見を聴取し、適切な実施時期、方法等を踏まえた保全措置の実施計画を策定し、実施することとします。 (P.5-7-48、P.6-2、P.8-8)
		自然環境の体系的保全を考慮した緑地の創設における在来種の選定に当たっては、現存植生及び植物相に配慮すること。	自然環境の体系的保全を考慮した緑地の創設に際しての緑化種の選定にあたっては、現存植生及び植物相を踏まえたうえで、緑化対象地の地形条件や環境条件に適した種を選定します。 (P.5.8-36、P.5.9-20、P6-2、P8-9)